

## 葛飾区公衆喫煙所整備費等助成要綱

令和6年9月26日

6 葛健健第301号

区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、一般利用できる喫煙所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置及び運営に要する費用を区が助成することにより、公衆喫煙所を普及させ、喫煙者及び非喫煙者の共生を図り、もって望まない受動喫煙が生じない社会を実現することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 葛飾区内（以下「区内」という。）の建物又は土地を所有する者
- (2) 区内の建物又は土地を賃借する者
- (3) その他葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認めた者

(助成対象となる公衆喫煙所)

第3条 助成金の対象とする公衆喫煙所は、国、独立行政法人及び地方公共団体以外の者が設置するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 屋内の公衆喫煙所で、次の要件を満たすものであること。
  - ア 給気のために必要な開口部（がらり及びアンダーカットを含む。）を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される室であること。
  - イ 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保（喫煙室の入口において喫煙室内に向かう風速が0.2 m/s以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないように措置が講じられていること。
- (2) 排気設備を設け、たばこの煙を屋外に排出し、かつ、排出したたばこの煙が近隣の居住施設及び人通りの多い区域に流入しないように配慮されていること。
- (3) 出入口に扉を設けていること。
- (4) 公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能である旨及び20歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨が分かる標識が掲示されており、かつ、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意されていること。
- (5) 次のいずれかに該当する場所に設置されていること。
  - ア 都市計画法上の用途地域の商業地域内で区長が必要と認める場所
  - イ アの場合を除き、人通りを勘案し区長が必要と認める場所
- (6) 一般に開放し、無料で利用できること（おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。）。)
- (7) 供用開始の日から5年間、継続して運営するものであること。

- (8) 区が公衆喫煙所として周知することができる状態にあること。
- (9) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない運営形態のものであること。
- (10) 近隣住人等に対して、十分な説明を行い、理解を得たものであること。

(助成対象経費及び助成期間)

第4条 助成金の交付対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）及び公衆喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）で、別表第1に規定するものとする。ただし、別表第1に規定する助成対象経費について国、都その他の機関から同様の補助金等が支払われている場合は、その金額を差し引いた額を助成対象経費の額とする。

2 維持管理経費を助成する期間（以下「助成期間」という。）は、当該助成金の交付を受けた初年度の期間の初日から継続した5年間（当該期間中に公衆喫煙所を廃止した場合にあっては、当該廃止の日まで。以下この項において同じ。）とする。ただし、当該期間中に公衆喫煙所を中止した場合における助成期間は、当該中止期間を除いて継続した5年間とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表第1により算出した額とし、区の予算の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 公衆喫煙所設置・運営計画書（第2号様式）
- (2) 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の所有者にあっては、発行後3月以内の登記事項証明書、公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃借者にあっては、賃貸借契約書の写し
- (3) 公衆喫煙所の設置場所の周辺の地図
- (4) 公衆喫煙所の案内図、配置図、平面図及び立面図（以下「案内図等」という。）並びに工事に関する仕様書等
- (5) 公衆喫煙所の設置をする前の設置場所の写真（設置経費に係る申請の場合に限る。）
- (6) 設置経費の見積書の写し（設置経費に係る申請の場合に限る。）
- (7) 維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が分かるもの（維持管理経費に係る申請の場合に限る。）
- (8) 国、都その他の機関から同様の補助金等が支払われている場合にあっては、その内容及び内訳が分かる書類、国、都その他の機関から同様の補助金等が支払われていない場合にあっては、支払われていないことについての誓約書
- (9) 公衆喫煙所を設置する建物又は土地の賃借者の場合はその建物又は土地の所有者から同意を受けていることので分かる書類

(10) その他区長が必要があると認めた書類

- 2 前項の規定による申請を行う場合で、当該申請が維持管理経費に係る助成を申請する初年度の翌年度以降の維持管理経費に係るものであるときは、同項各号に掲げる書類のうち内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定による申請は、区長がやむを得ないと認める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに行うものとする。
  - (1) 設置経費に係る助成の申請 公衆喫煙所設置工事の着工の初日の15日前の日（当該日が休日（葛飾区の休日を定める条例（平成元年葛飾区条例第1号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合はその直前の休日以外の日）
  - (2) 維持管理経費に係る助成の申請
    - ア 助成を申請する初年度にあつては、助成金の交付を受けようとする期間の初日の15日前の日（当該日が休日の場合はその直前の休日以外の日）
    - イ 助成を申請する初年度の翌年度以降にあつては、助成金の交付を受けようとする年度の4月末日（当該日が休日の場合はその直前の休日以外の日）

（助成の決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、現地調査等による当該申請内容の審査を行い、助成金の交付が適当であると認めるときは葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当であると認めるときは、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たり、必要な条件を付すことができる。  
（変更の承認事項）

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金変更申請書（第5号様式）又は葛飾区公衆喫煙所整備中止等申請書（第6号様式）を提出し、あらかじめ区長による承認を受けるものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 交付決定を受けた経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 交付申請の内容を変更しようとするとき。
- (3) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、変更し、又は中止し、若しくは廃止することが適当であると認めるときは、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金変更決定通知書（第7号様式）又は葛飾区公衆喫煙所整備中止等決定通知書（第8号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（設置工事に係る完了報告）

第9条 設置経費に係る助成決定者は、公衆喫煙所の設置工事が完了したときは、葛飾区公衆喫煙所設置工事完了報告書（第9号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、助成金の交

付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告するものとする。

- (1) 公衆喫煙所の案内図等（交付申請書に添付した案内図等の内容に変更がない場合は省略することができる。）
- (2) 公衆喫煙所の完成を確認できる全景及び当該公衆喫煙所の主要部分の写真
- (3) 設置経費に係る契約書の写し
- (4) 設置経費の支払が終了したことが分かる書類の写し
- (5) 設置経費の内訳が分かる書類の写し
- (6) その他区長が必要があると認めた書類  
（維持管理経費に係る実績報告）

第10条 維持管理経費に係る助成決定者は、葛飾区公衆喫煙所維持管理実績報告書（第10号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、助成金の交付決定を受けた日の属する会計年度内に区長に報告するものとする。

- (1) 維持管理経費の支払が終了したことが分かる書類の写し
- (2) 維持管理経費の内訳が分かる書類の写し
- (3) その他区長が必要があると認めた書類  
（助成金額の確定）

第11条 区長は、第9条又は前条の規定による報告書及び関係書類を受領した場合は、その内容が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金額決定通知書（第11号様式）により助成決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、助成決定者に対して、これに適合させるための措置を採るべきことを求めることができる。

（助成金の交付請求及び交付）

第12条 助成決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付請求書（第12号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第2条の助成対象者でなくなったとき又は公衆喫煙所が第3条の要件を欠くこととなったとき。
- (4) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は廃止したとき。

(5) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、葛飾区公衆喫煙所整備費等助成金交付決定取消通知書(第13号様式)により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分の助成金を既に交付しているときは、助成決定者に対し期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

2 前項の場合において、前条第1項第4号の取消事由に該当するとき(設置経費に係る助成金を交付した後に公衆喫煙所の設置を廃止したときに限る。)の助成金の返還の額は、供用開始の日から取消事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第2により算出した額とする。

3 天変地異その他助成決定者の責めによらない不測の事態により、公衆喫煙所の設置を廃止したときは、区長は助成金の返還を免除することができる。

(苦情等対応)

第15条 助成決定者は、助成金の交付を受けて設置した公衆喫煙所に関する苦情等について、自らの責任で対応するものとする。

(調査)

第16条 区長は、助成決定者に対して、公衆喫煙所の運営等について必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条関係）

助成対象経費		助成率	上限額	回数又は期間
設置経費	工事費、設備費、備品費、機械装置費等（消費税相当額を含む。）	10分の10	500万円	1回
維持管理経費	空気清浄機の賃借料、及び保守料、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費、賃料等（消費税相当額を含む。）	10分の10	各年度120万円 ただし、各年度の助成期間が1年間に満たない場合は、10万円に当該年度の助成期間の月数（1か月に満たない月がある場合は、当該月については日割りで算出）を乗じた金額を上限とする。	5年間

別表第2（第14条関係）

経過期間	返還割合
4年以上5年未満	設置経費に係る助成額の5分の1に相当する金額を返還する。
3年以上4年未満	設置経費に係る助成額の5分の2に相当する金額を返還する。
2年以上3年未満	設置経費に係る助成額の5分の3に相当する金額を返還する。
1年以上2年未満	設置経費に係る助成額の5分の4に相当する金額を返還する。
1年未満	設置経費に係る助成額の全額を返還する。

※ 1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。